

## 議案第72号

大田原市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第3項の規定により、下記のとおり本市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

大田原市長 相馬 憲一

### 記

#### 1 指定する郵便局の名称

両郷郵便局及び黒羽須佐木郵便局

#### 2 指定する郵便局において取り扱う事務

- (1) 法第2条第1号に規定する戸籍又は除籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍又は除籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡しに関する事務
- (2) 法第2条第2号に規定する納税証明書の交付（当該納税証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡しに関する事務
- (3) 法第2条第3号に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付（自己又は自己と同一世帯に属する者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し又は住民票記載事項証明書の引渡しに関する事務
- (4) 法第2条第4号に規定する戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡しに関する事務
- (5) 法第2条第10号に規定する印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡しに関する事務
- (6) 法第2条第11号に規定する印鑑登録の廃止の申請の受付に関する事務

#### 3 指定する郵便局において取り扱う期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3月前までに、大田原市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。